

東浦町健康宣言事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、従業員及びその家族の健康づくりを積極的に進める事業所を東浦町健康宣言事業所として認定することにより、健康への意識の向上及び職場での継続的な健康づくりの活動に繋げ、働く世代の健康づくりを推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 この制度の対象者は、常時雇用する労働者を有する法人、個人又は団体（国及び地方公共団体を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業所の所在地が町内にあること。
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、健康増進法（平成14年法律第103号）その他の関係法令に違反する行為をしていないこと。
- (3) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと又は暴力団等と密接な関係を有していないこと。

(認定の申請)

第3条 東浦町健康宣言事業所の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町健康宣言書（様式第1）を町長に提出するものとする。

(認定)

第4条 町長は、前条の規定による認定の申請を受けた場合は、その内容を審査し、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていると認めるときは、東浦町健康宣言事業所として認定し、申請者に通知するものとする。

- (1) 別表中必須項目の項に定める要件のすべてを満たすこと。
- (2) 別表中選択項目の項に定める要件のうち3つ以上を満たすこと。
- 2 町長は、前項の規定による認定をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による認定のための審査に当たっては、必要に応じて申請者への聞き取り等を行うものとする。

(変更の届出)

第5条 東浦町健康宣言事業所は、第3条の宣言書の内容に変更があった場合は、速やかに、東浦町健康宣言事業所変更届出書（様式第2）を町長に提出しなければならない。

(実施報告)

第6条 東浦町健康宣言事業所は、毎年度、東浦町健康宣言実施報告書（様式第3）を当該年度の末日までに町長に提出しなければならない。

(認定期間)

第7条 第4条第1項の規定による認定の有効期間は、当該認定の日から当該認定の

日の属する年度の末日までとする。

2 町長は、東浦町健康宣言事業所から認定の更新を希望しない旨の申し出がある場合を除き、東浦町健康宣言事業所としての認定を更新するものとする。

3 第4条の規定は、前項の規定による更新の認定について準用する。

(認定の取消)

第8条 町長は、東浦町健康宣言事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(2) 第2条又は第4条第1項各号の要件を満たさなくなったとき。

(3) その他町長が東浦町健康宣言事業所として適当ではないと判断したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、東浦町健康宣言事業所認定制度の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

必須項目	健診を全社員が受診
	法令を遵守（過去1年間及び取組期間中、社員の健康管理に関連する法令について、重大な違反をしていない。）
選択項目	受診勧奨の取組
	家族の健診受診を後押し
	ストレスチェックの実施
	健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標（計画）
	管理職及び一般社員それぞれに対する教育機会の設定
	適切な働き方の実現
	コミュニケーションの促進
	病気の治療及び仕事の両立支援
	特定保健指導の実施
	食生活の改善
	運動機会の促進
	女性の健康保持・増進に向けた取組
	社員の感染症予防
	長時間労働への対策
	メンタルヘルス不調者への対応
	受動喫煙対策（禁煙又は分煙）

様式第 1 （第 3 条関係）

(表)
東浦町健康宣言書

事業所の名称		(ふりがな)
事業所の所在地		〒 東浦町
代表者名・職名		
従業員数		人
業種		
連絡先	担当部署名	
	担当者名	
	電話番号	
	F A X	
	電子メール	

裏面のとおりに取り組むことを宣言します。

年 月 日 所 在 地
事業所名
代表者名

(裏)

健康づくり取組内容について、記入してください。

必須要件	☐ 健診を全社員が受診
	☐ 法令を遵守
選択要件 ※3つ以上選択	☐ 受診勧奨の取組
	☐ 家族の健診受診を後押し
	☐ ストレスチェックの実施
	☐ 健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標（計画）
	☐ 理職及び一般社員それぞれに対する教育機会の設定
	☐ 適切な働き方の実現
	☐ コミュニケーションの促進
	☐ 病気の治療及び仕事の両立支援
	☐ 特定保健指導の実施
	☐ 食生活の改善
	☐ 運動機会の促進
	☐ 女性の健康保持・増進に向けた取組
	☐ 社員の感染症予防
	☐ 長時間労働者への対策
	☐ メンタルヘルス不調者への対応
	☐ 受動喫煙対策（喫煙又は分煙）

様式第 2 （第 5 条関係）

東浦町健康宣言事業所変更届

年 月 日

東浦町長

届出者 所 在 地 _____
事業所名 _____
代表者名 _____

東浦町健康宣言事業所認定制度実施要綱の規定により、次のとおり届け出ます。

変更年月日		年 月 日
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
担当者	所属部署	
	氏名	
	電話番号	
	FAX	

【東浦町健康宣言実施報告書】

事業所名

必須項目	項目	取組内容	備考
	健診を全社員が受診	☐ 全社員が健診受診をしている	
	法令を遵守	☐ 100%遵守している	

選択項目	項目	取組内容	備考
①	受診勧奨の取り組み	☐ 生活習慣病予防健診を受診している ☐ 健診未受診者を管理し、再勧奨を行っている ☐ その他（ ）	
②	家族の健診受診の促進	☐ 家族も健診プロジェクトに参加している ☐ 従業員の子供の健康も健康経営課題として周知した ☐ 特定健診対象者の受診状況を確認している ☐ その他（ ）	
③	ストレスチェックの実施	☐ ストレスチェックを実施した ☐ 分析の結果から職場環境等の改善を行った（すでに改善済み又は改善を行う必要がない場合も該当） ☐ その他（ ）	
④	健康増進、過重労働防止に向けた具体的目標（計画）	☐ 残業時間の削減の実施計画を立てた ☐ 残業時間の削減の実施計画を社内で周知し共有した ☐ 有所見者の二次健診等、医療機関受診促進の実施計画を立てた ☐ その他（ ）	
⑤	管理職及び一般社員それぞれに対する教育機会の設定	☐ 管理職に対し健康に関する社内研修をした ☐ 社員に対し健康に関する社内研修をした ☐ その他（ ）	
⑥	適切な働き方の実現	☐ 週1日以上ノー残業デーを設定した ☐ 時間単位での年次有給休暇の取得を可能にしている ☐ 有給休暇取得率の目標を設定し、取得を促進している ☐ その他（ ）	

選択項目	項目	取組内容	備考
⑦	コミュニケーションの促進	☐ 従業員同士のコミュニケーションを図る取り組みを計画した ☐ 従業員同士のコミュニケーションを図る取り組みを実施した ☐ アプリや掲示板等共有ツールを使って話題を共有する機会を作っている ☐ その他（ ）	
⑧	病気の治療及び仕事の両立支援	☐ 相談窓口（社内・社外どちらか又は両方）を設置している ☐ 就業規則に傷病（病気）休暇制度が明記されている ☐ 勤務時間・業務内容を調整する体制を作っている ☐ その他（ ）	
⑨	特定保健指導実施	☐ 事業主側から対象者に特定保健指導の実施を促している ☐ 特定保健指導に必要な時間・場所を提供している ☐ 特定保健指導実施日・時間を出勤・特別休暇認定している ☐ 特定保健指導の実施率を管理している ☐ その他（ ）	
⑩	食生活の改善	☐ 健康に配慮した食事・飲料の提供又は費用の一部負担を行っている ☐ 定期的・継続的にバランスのとれた食生活等についての情報提供を行っている ☐ 社内外問わずセミナーや講習会等に参加又は実施した ☐ その他（ ）	
⑪	運動機会の促進	☐ 社内で運動の取り組みを実施している（ラジオ体操・ストレッチ・階段使用・徒歩通勤の支援・表彰等） ☐ スポーツクラブ等の利用補助や場所の提供を行っている ※スポーツクラブの利用優待券 ☐ 歩数計の配布、歩数カウントアプリの情報提供を行っている ☐ その他（ ）	
⑫	女性の健康保持・増進に向けた取り組み	☐ 乳がん・子宮がん検診の勧奨を実施している ☐ 乳がん・子宮がん検診の受診日について出勤認定や特別休暇認定している ☐ 社内外問わず女性の健康の相談窓口を設置し、周知を行っている ☐ その他（ ）	
⑬	社員の感染症予防	☐ マスク等の感染予防用物品を会社が支給又は準備している ☐ 感染症の予防接種の費用を補助している ☐ 予防接種を受ける際に就業時間認定や特別休暇認定している ☐ その他（ ）	
⑭	長時間労働者への対策	☐ 超過勤務時間が一定時間を超えた場合、医師、保健師等や上席者による本人面談体制がある ☐ 超過勤務状況の改善について管理職を含めた話し合いの場合（安全衛生委員会等）を設けている ☐ 超過勤務時間が一定時間を超えた場合、対象者の業務調整を行う体制がある ☐ その他（ ）	

選択項目	項目	取組内容	備考
⑮	メンタルヘルス不調者への対応	☐ 全従業員へ研修会を実施する等定期的な情報提供を行っている又は相談窓口（社内外どちらか）を設置している ☐ 治療・通院状況を踏まえた勤務内容や配置転換等対象者の業務調整を行う体制がある ☐ 休職者の復帰に向けて、専門家の意見を踏まえた支援体制が整備されている ☐ その他（ ）	
⑯	受動喫煙対策	☐ 勤務時間中の全面禁煙を実施している ☐ 事業者・役員が受動喫煙対策に取り組んでいる ☐ 喫煙の健康影響についての教育・研修を行っている ☐ その他（ ）	